

## 平成29年4月1日改定の保育料の議論に入る前に【導入】

### I、用語の解説

- ・1号認定:新制度の幼稚園や認定こども園に通所する子ども。
- ・2号認定:保育所や小規模保育施設に通所する満3歳以上の子ども。
- ・3号認定:保育所や小規模保育施設に通所する満3歳未満の子ども。
- ・標準時間:1日あたり11時間程度の利用。
- ・短時間:1日あたり8時間程度の利用。

### II、保育料の仕組み

- ・世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として、実施主体である市が定める。
- ・国と市の保育料の差については、市が補填する。

### III、国と市の保育料設定の違い

- ・保育所や小規模保育施設について、国は2号認定と3号認定で料金の差を設けているが、市はクラスごと(①3歳未満児クラス②3歳児クラス③4歳以上児クラス)で料金の差を設けている。
- ・保育所や小規模保育施設【2号認定・3号認定】の国の保育料階層は8階層、市の保育料階層は22階層を設定している。
- ・国の保育料のみ「ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯」については、第2階層0円、第3階層は1,000円減としている。

### IV、多子軽減

- ・1号認定:小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となる。
- ・2号3号認定:小学校就学前の範囲において、保育所や小規模保育施設を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降は0円となる。

### V、負担軽減

- ・年収360万円未満相当世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償とする。  
⇒市民税所得割課税額57,701円未満
- ・年収360万円未満相当の「ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯」について、第1子半額、第2子以降無償とする。  
⇒市民税所得割課税額77,101円未満

### VI、今回の議論

- ・国が平成29年4月1日～保育料の改正を行ったため、朝霞市の保育料にどのような影響が生じるかを検証。
- ・また、国の保育料改正により、朝霞市として保育料をどのように改正するのか検討。

# 利用者負担(保育料)の水準

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。

この国が定める水準は、従来の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に設定されています。

※最終的な負担額については各市町村によって異なる額となります。

- 市町村が定める利用者負担のほか、実費徴収(通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等 ※事前説明・同意を要する)、それ以外の特定負担額(教育・保育の質の向上を図るための対価 ※事前説明・書面による同意を要する)の徴収が可能です。
- 利用者負担は市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切り替え時期は毎年9月となります。(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民村民税額により決定されます。)

## 国が定める利用者負担の上限額の基準(月額)

教育標準時間認定の子ども (1号認定)	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。

※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とすることも認められます(経過措置)。

階層区分	保育認定の子ども			
	(2号認定・満3歳以上)		(3号認定・満3歳未満)	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。

### POINT

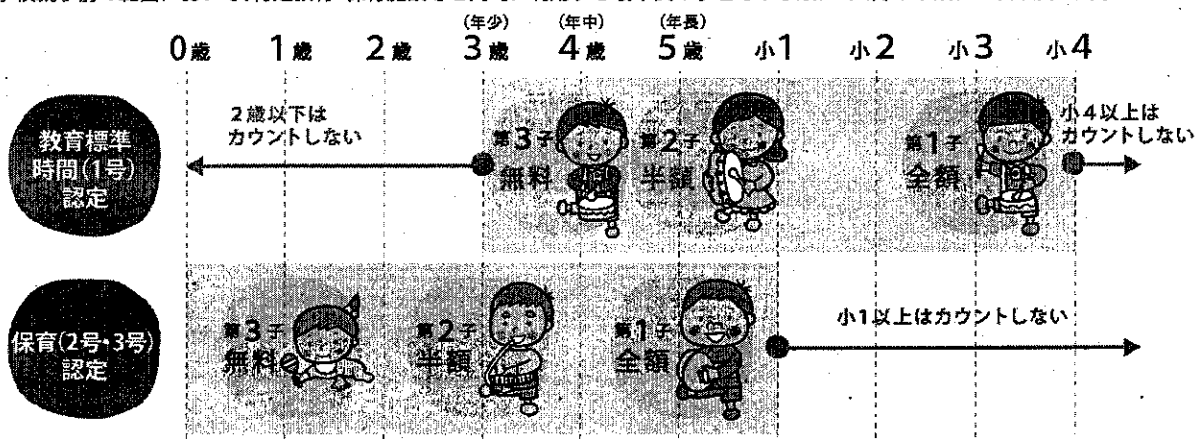
同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、利用者負担の軽減措置があります。

#### 教育標準時間(1号)認定

小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

#### 保育(2号・3号)認定

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。



平成29年度利用者負担額【2号認定・3号認定】

単位：円

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
		3歳未満児クラス		3歳児クラス		4歳以上児クラス	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	均等割額のみ	6,400	6,200	4,400	4,300	4,400	4,300
C2	所得割課税額が2,200円未満	7,000	6,800	4,900	4,800	4,900	4,800
C3	所得割課税額が2,200円～4,400円未満	7,900	7,700	5,900	5,700	5,900	5,700
C4	所得割課税額が4,400円～6,600円未満	8,600	8,400	6,600	6,400	6,600	6,400
C5	所得割課税額が6,600円～21,000円未満	10,100	9,900	8,000	7,800	8,000	7,800
C6	所得割課税額が21,000円～39,000円未満	12,100	11,800	10,100	9,900	10,100	9,900
C7	所得割課税額が39,000円～75,000円未満	16,300	16,000	14,300	14,000	14,300	14,000
C8	所得割課税額が75,000円～111,000円未満	21,500	21,100	19,500	19,100	19,500	19,100
C9	市町村民税課税世帯 所得割課税額が111,000円～147,000円未満	27,000	26,500	23,400	23,000	20,300	19,900
C10	所得割課税額が147,000円～183,000円未満	33,700	33,100	25,600	25,100	24,300	23,800
C11	所得割課税額が183,000円～219,000円未満	38,300	37,600	25,800	25,300	24,500	24,000
C12	所得割課税額が219,000円～246,000円未満	42,400	41,600	26,100	25,600	24,700	24,200
C13	所得割課税額が246,000円～264,000円未満	46,300	45,500	26,300	25,800	24,900	24,400
C14	所得割課税額が264,000円～282,000円未満	48,400	47,500	26,500	26,000	25,100	24,600
C15	所得割課税額が282,000円～318,000円未満	49,200	48,300	27,100	26,600	25,600	25,100
C16	所得割課税額が318,000円～360,000円未満	50,000	49,100	27,300	26,800	25,800	25,300
C17	所得割課税額が360,000円～410,000円未満	50,800	49,900	27,600	27,100	26,000	25,500
C18	所得割課税額が410,000円～460,000円未満	51,700	50,800	27,800	27,300	26,200	25,700
C19	所得割課税額が460,000円～510,000円未満	52,700	51,800	28,000	27,500	26,400	25,900
C20	所得割課税額が510,000円以上	53,700	52,700	28,300	27,800	26,600	26,100

備考

住宅借入金等特別控除や配当控除、外国税額控除、寄附金控除がある場合は、控除前の税額を適用します。

また、この利用者負担額のほかに、各施設・事業によっては、教材費・行事代等の実費徴収費がかかることがあります。詳細は、46～47ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、利用者負担額決定時の通知書に同封する案内をご参照ください。

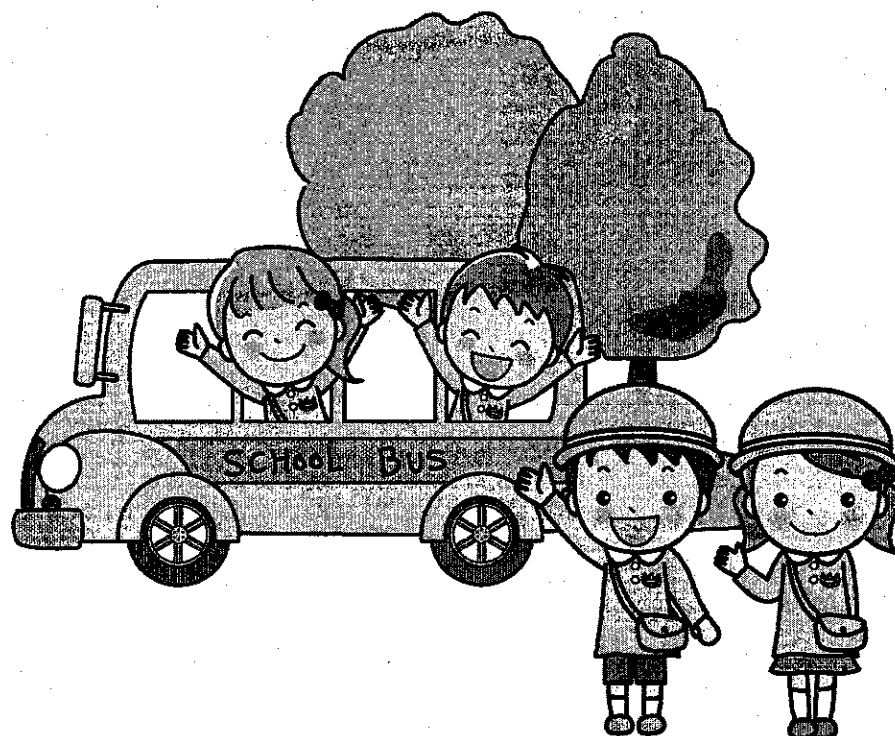
## 平成29年度利用者負担額【1号認定】

単位：円

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護世帯等	0
B	市民税非課税世帯	0
C1	所得割課税額が77,100円以下	16,100
C2	所得割課税額が77,101円以上211,200円以下	20,500
C3	所得割課税額が211,201円以上	25,700

## 備考

住宅借入金等特別控除や配当控除、外国税額控除、寄附金控除がある場合は、控除前の税額を適用します。  
 また、この利用者負担額のほかに、各施設・事業によっては、教材費・行事代等の実費徴収費がかかることがあります。各施設にお問い合わせください。  
 なお、詳細につきましては、利用者負担額決定時の通知書に同封する案内をご参照ください。



# 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案) 所要額 国費: 100億円(公費: 214億円)

## ●多子世帯の保育料負担軽減

- 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で
  - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
  - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

### 年収約360万円未満相当世帯は 第2子以降の 負担軽減を完全実施

例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
第1子 (小3) 保育料 半額 第2子 (5歳) 保育料 半額 第3子 (4歳) 無償 第4子 (2歳) 無償 第5子 (1歳) 無償 第6子 (0歳) 無償	第1子 (小3) 保育料 半額 第2子 (5歳) 保育料 半額 第3子 (4歳) 無償 第4子 (2歳) 無償 第5子 (1歳) 無償 第6子 (0歳) 無償

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

### 年齢制限により第2子以降の 負担軽減が限定的

例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
対象外 (第1子) 小学校6年生 ※小4以上はカウントしない 第1子 (5歳) 保育料 満額 第2子 (4歳) 保育料 半額 第3子 (3歳) 保育料 半額 第4子 (2歳) 無償 第5子 (1歳) 無償 第6子 (0歳) 無償	対象外 (第1子) 小学校3年生 ※小1以上はカウントしない 第1子の扱い (5歳) 保育料 満額 第2子の扱い (4歳) 保育料 半額 第3子の扱い (3歳) 保育料 半額 第4子の扱い (2歳) 無償 第5子の扱い (1歳) 無償 第6子の扱い (0歳) 無償